

<参考> 産業競争力強化法に基づく創業支援について

各自治体において、「特定創業支援等事業」として国が認定している創業支援を受け、証明書を受け取ることで、創業時に様々なメリットが受けられる。



(1) 登録免許税の軽減措置

設立形態	通常の税率	軽減措置適応の税率
株式会社	資本金の額×0.7% ※15万円に満たないときは、 1件につき15万円	資本金の額×0.35% ※7.5万円に満たないときは、 1件につき7.5万円
合同会社	資本金の額×0.7% ※6万円に満たないときは、 1件につき6万円	資本金の額×0.35% ※3万円に満たないときは、 1件につき3万円

(2) 創業関連保証特例活用時の優遇

本来は創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、**事業開始6か月前**から利用の対象になる。

(3) 日本政策金融公庫の融資制度での優遇

新規開業支援資金の優遇措置

特定創業支援等事業を受けて新たに事業を始める方は、**特別利率（基準金利▲0.40%※）**が適用される。

※ 認定特定創業支援等事業を受けた者の内、女性、35歳未満の者については特別利率②（基準利率▲0.65%）が適用される。

(4) 小規模事業者持続化補助金の補助上限増額

小規模事業者が取り組む販路開拓等の取組を支援する持続化補助金の創業枠（補助上限：**200万円**）の申請対象となる。

(5) 自治体ごとのサポート

市区町村によっては、補助金や融資等、さらなる支援施策を設けている。